

令和5年度

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和5年3月

国東市環境衛生課

一般廃棄物（ごみ）処理（実施）計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、令和 5 年度一般廃棄物（ごみ）処理（実施）計画を次のとおり定める。

1. 計画の目的

この計画は、国東市内から発生する一般廃棄物に関し、ごみの排出抑制と再資源化という視点を重視し、循環型社会の構築に向け、3R活動（Reduce：発生抑制）・（Reuse：再使用）・（Recycle：再資源化）を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費を節約し、また、循環的な利用を促進していくことを目的とする。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3. 一般廃棄物の種類及び分別区分

① 家庭系ごみ

区分 項目	燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ					粗大・一時 多量ごみ	
			あきかん	あきびん	ペットボトル	古紙類	布類		小型家電
ごみの 種類	プラスチック類、生ごみ、靴類、皮革製品、古布、貝類、料理くず、卵の殻、たばこの吸殻、紙おむつ、植木くず、草類、ビニール類（農業用は除く）、トレイ、ビデオテープ類、使い捨てカイロ等	茶碗・皿などの陶磁器類、やかん・鍋・フライパンなどの家庭用金物類、金属製キャップ、びん以外のガラス類（板ガラス・ガラスコップ類）、化粧品類の空きびん、空き缶以外の金属類、多種類の素材でできたおもちゃ、乾電池、蛍光灯、アルミホイール、一斗缶等	ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、金属製菓子缶、ミルク缶等の空き缶類	ジュースびん、ドリンクびん、ウイスキー等のびん、食品類の空きびん等	飲料用、酒類用、しょうゆ用	新聞・チラシ、雑誌類（カタログ、週刊誌、教科書、絵本）、雑誌（折り紙、紙箱、画用紙、カレンダー、コピー用紙、ダイレクトメール、手帳、トイレトペーパーやラップの芯、値札、はがき、パンフレット、紙ファイバー、封筒、メモ用紙）、段ボール	①未使用品 下着、靴下、パジャマ、タオル、タオルケット、シーツ ②洗濯済みでシミ等ないもの ズボン、ジーンズ、Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、セーター、ブラウス、カーディガン、ジャンパー、オーバーコート、カッターシャツ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯用ラジオ、携帯用テレビ、ナビ、小型ゲーム機、電子辞典、手帳、電卓、リモコン、携帯電話、電話機、電源コード類	指定ごみ袋に入らないごみ、転居・大掃除等で多量に出たごみ、家電（リサイクル対象製品を含む）、家具類、布団類、自転車等
収集 容器	有料指定ごみ袋（45L、30L）	有料指定ごみ袋（45L）	透明・半透明のビニール袋		有料指定ごみ袋（45L）	ひもや袋でまとめる	透明なビニール袋	指定なし	
処理料	(45L) 4.2円/袋 (30L) 3.15円/袋	4.2円/袋	無料		4.2円/袋	無料	無料	(500kg未満) 530円/台 (500kg以上 1,000kg未満) 1,050円	
収集 方式	ステーション方式（可燃物集積所、不燃物集積所、古紙集積所）						拠点回収	自己搬入または許可業者への委託	

資源ごみの内、あきかん・あきびん・ペットボトルについては、燃えないごみと併せて収集を行い、収集量は「委託収集（不燃ごみ）」に含めます。

② 事業系ごみ

事業系ごみ（事業活動に伴って生じた一般廃棄物で産業廃棄物は除く。）は排出者が発生・排出抑制や再資源化に努め、その処理については、可燃ごみ・不燃ごみに分別したうえで、排出者が処理施設へ自ら搬入するか、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託するものとする。

4. 一般廃棄物の排出の状況

令和5年度の可燃物及び不燃物・資源物（古紙）の排出量見込み（単位：t）

区分	過去5年間の実績					令和5年度 見込
	H30	R1	R2	R3	R4	
委託収集（合計）	4254.06	4347.25	4242.49	4225.67	4220.96	4163.46
委託収集（可燃ごみ）	3823.72	3915.37	3810.46	3790.06	3784.96	3723.34
委託収集（不燃ごみ）	430.34	431.88	432.03	435.61	435.99	440.12
直接搬入（合計）	974.82	962.94	1194.39	885.11	899.19	888.82
直接搬入（可燃ごみ）	778.05	771.57	999.62	743.71	753.28	755.56
直接搬入（不燃ごみ）	196.77	191.37	194.77	141.40	145.91	133.26
許可収集（合計）	3328.11	3209.44	2682.91	2886.08	2789.12	2681.89
許可収集（可燃ごみ）	3294.23	3167.70	2638.65	2835.84	2739.21	2627.40
許可収集（不燃ごみ）	33.88	41.74	44.26	50.24	49.91	54.49
地区資源回収	551.02	553.58	504.60	523.09	517.14	508.94
総ごみ排出量	9108.01	9073.21	8624.39	8519.95	8426.40	8243.11

5. 収集運搬計画

○ 家庭系ごみ

- ① 主 体：国東市（指名競争入札により落札した3社に収集運搬業務を委託）
- ② 収集方式：ステーション方式
- ③ 収集区域：国東市内
 - (1) 可燃物北部地区（国見町全域、国東町の一部地区）
 - (2) 可燃物南部地区（国東町、武蔵町、安岐町の一部地区）
 - (3) 不燃物（市内全域）及び可燃物一部地区（武蔵町、安岐町の一部地区）
 - (4) 古紙回収（市内全域）
- ④ 収集回数：（可燃ごみ）週2回/地区（月曜日から土曜日まで収集）
 （不燃ごみ）月1回/地区（第1月曜日から第4金曜日まで収集）
 （古紙回収）月1～2回/地区（第1から第4月・火・木曜日に回収）
- ⑤ 搬入先：（可燃ごみ及び不燃ごみ）国東市クリーンセンター
 （古紙）資源回収業者
- ⑥ 廃棄物量：（可燃ごみ）3,723.34 t（令和5年度見込み）
 （不燃ごみ）440.12 t（令和5年度見込み）
 （古紙回収）508.94 t（令和5年度見込み）

○ 直接搬入ごみ

- ① 主 体：排出者
- ② 収集方式：自己搬入または許可業者への委託
- ③ 収集区域：国東市内
- ④ 収集回数：随時
- ⑤ 搬入先：国東市クリーンセンター
- ⑥ 廃棄物量：(可燃ごみ) 755.56 t (令和5年度見込み)
(不燃ごみ) 133.26 t (令和5年度見込み)

○ 事業系ごみ

- ① 主 体：排出者
- ② 収集方式：自己搬入または許可業者への委託
- ③ 収集区域：国東市内
- ④ 収集回数：随時
- ⑤ 搬入先：国東市クリーンセンター
- ⑥ 廃棄物量：(可燃ごみ) 2,627.40 t (令和5年度見込み)
(不燃ごみ) 54.49 t (令和5年度見込み)

○ 許可業者

令和5年度の国東市の総ごみ排出量の見込み(8,243.11 t)は、既存の収集運搬許可業者の処理能力(84,862.5 t = 273.75 t / 日 × 310 日)を下回っており、既存の許可業者において適切な収集運搬体制が確保されている状況である。

そのため、一般廃棄物収集運搬許可業については、大幅な変動がない限り、今年度を含め当分の間、新たな許可を行わないものとする。

一般廃棄物処分業の許可については、国東市または既存の許可業者が処分できない場合、資源化の促進のために市長が特別に必要と認める場合を除き、新規の許可は行わないものとする。

一般廃棄物収集運搬許可業者（令和5年4月現在）

許可業者名	所在地 ()内は市外本店所在地	代表者	許可車両台数	積載量計 (t/日)
くにさきエコシステム㈱	国東町浜崎3230番地2	代表取締役 西田 正孝	6	15.10
㈱環境整備産業	国東町小原2593番地 (大分市大字下郡3260番地の10)	代表取締役 尾形 嘉博	10	36.85
黒津崎環境㈲	国東町小原1931番地1	代表取締役 前田 真宏	4	7.85
㈲葛蒲	安岐町下原1383番地の2	代表取締役 財前 哲房	1	0.30
㈱ベッキ	安岐町塩屋108番地1 (速見郡日出町大字大神9535番地138)	代表取締役 高木 弘直	4	11.20
㈲開豊産業	国東町小原95番地	代表取締役 西田 準之助	6	11.95
平山産業㈱	安岐町大添463番地 (中津市三光下秣字大源寺平310番地の1)	代表取締役 崔 起成	1	0.30
㈱テクノ	安岐町下原1383番地の2	代表取締役 上野 浩伸	3	7.30
㈱ジャパンクリーン	安岐町大添1920番地1	代表取締役 中島 力	3	8.15
(公社)国東市シルバー人材センター	安岐町下山口38番地1	理事長 瀬田 和夫	4	3.05
㈲瀬戸商店	安岐町下原1383番地2 安岐コーポ 101号室 (大分市大字海原字見休800番地の2)	代表取締役 豊田 哲郎	8	17.75
宮迫建設㈱	武蔵町糸原2535番地	代表取締役 今富 ゆかり	1	4.00
ゆうび㈱	安岐町大添1920番地1 (大分市豊海三丁目4番8号)	代表取締役 内野 優	2	6.10
㈱TKIM	安岐町下原1383番2 (速見郡日出町大字川崎2032番地2)	代表取締役 垣迫 武範	2	4.00
㈲エコトピア九州	武蔵町成吉512番地 (大分市向原沖一丁目1番52号)	代表取締役 永井 俊明	5	11.05
㈲エイテム	安岐町大添523番地	代表取締役 高橋 正彦	3	1.05
㈲九州クリーンサービス	国見町小熊毛1034番地 (大分市下郡北一丁目2番1号)	代表取締役 野口 次郎	4	12.00
㈲廣瀬建設	国東町東堅来206の1番地	代表取締役 廣瀬 真	8	18.55
徳丸総合建設㈱	安岐町成久569番地2	代表取締役 徳丸 正美	5	8.45
㈲堀田産業	国見町櫛海154番地1	代表取締役 堀田 和利	7	14.05
国見興産㈲	国見町野田1505番地	代表取締役 野田 宏	5	11.60
㈲幸野建設	安岐町瀬戸田744番地	代表取締役 幸野 博文	5	13.15
よろず屋 山ちゃん	安岐町朝来2452番地2	山中 猶人(個人営業)	1	0.35
㈲甲原組	国東町鶴川490番地25	代表取締役 三浦 秀治	3	9.75
㈲国東建設	国東町安国寺916番地	代表取締役 北村 豊博	2	6.00
㈱別所商事	安岐町下原2480番地	代表取締役 吉田 嘉子	3	6.05
麻田建設㈲	武蔵町麻田2085の2番地	代表取締役 元永 土人	4	9.50
便利屋 鴻江	国東町赤松1530番地	鴻江あや子(個人営業)	1	0.35
㈱後藤組	安岐町吉松3023番地	代表取締役 後藤 ひとみ	5	13.05
㈲プライムサービス	国東町原2339番地	代表取締役 清末 琴美	2	4.90

一般廃棄物処理許可業者（令和4年4月現在）

許可業者名	所在地 ()内は市外本店所在地	代表者	処理を行う一般廃棄物の種類等
くにさきエコシステム㈱	国東町浜崎3230番地2	代表取締役 西田 正孝	ペットボトル、スチール缶、アルミ缶の中間処理(圧縮減容)
宮迫建設㈱	武蔵町糸原2535番地	代表取締役 今富 ゆかり	木くず、がれき類の中間処理

6. 中間処理計画及び最終処分計画

○ 処理施設

中間処理施設

区分	ごみ処理施設	資源化施設
名称	国東市クリーンセンター（ごみ焼却施設）	国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）
所在地	国東市国東町東堅来616番地1 ☎0978-74-0921	国東市国東町東堅来616番地1 ☎0978-74-0921
形式・処理方式	機械化バッチ焼却式	破碎、選別、圧縮式
処理能力	15.5 t/8時間×2基（31 t/日）	7 t/5h（資源ごみ：3 t/日、不燃物：4 t/日）

最終処分施設

名称	国東市最終処分場						
所在地	国東市国東町深江 267 番地 1						
埋立方式	セル&サンドイッチ方式						
埋立対象物	焼却残渣、飛灰、選別残渣						
埋立地面積	6,800m ²						
全体容量	20,800m ³						
残余容量	5,500m ³ （令和4年2月末時点）						
年間埋立計画量	450m ³ （浸出水処理後の汚泥を含む）						
浸出水処理能力	24m ³ /日						
浸出水処理方式	凝集沈殿＋脱窒素接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着						
計画処理水質	区分	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	Ca+ (mg/l)
	放流水	6.5～7.5	10	10	10	10	50

○ 種類別処理計画

① 可燃ごみ

(1) 中間処理計画

- ・ 搬入される廃棄物量

(委託収集可燃ごみ) 3,723.34 t

(許可収集可燃ごみ) 2,627.40 t

- ・ 処分方法、残渣量

国東市クリーンセンター(ごみ焼却施設)で焼却後、焼却主灰については、セメント原料として再資源化。焼却飛灰(キレート処理済みのもの)、焼却残渣については、国東市最終処分場に埋立。

(焼却主灰量見込) 530 t/年

(焼却飛灰量見込) 350 t/年

(焼却残渣量見込) 40 t/年

(2) 最終処分計画

国東市クリーンセンター(ごみ焼却施設)にて生じた焼却飛灰(キレート処理済みのもの)と焼却残渣を埋立。

(埋立容量見込) 300m³/年

② 不燃ごみ

(1) 中間処理計画

- ・ 搬入される廃棄物量

(委託収集不燃ごみ) 440.12 t

(許可収集不燃ごみ) 54.49 t

- ・ 処分方法、残渣量

国東市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で破碎・選別・圧縮後、資源物(ペットボトル、びん、スチールプレス、アルミプレス、粗大鉄、小型家電、乾電池、蛍光管)については、ストック後、処理業者にて再資源化。選別・破碎残渣については国東市最終処分場に埋立。

(選別・破碎残渣量見込) 150 t/年

(2) 最終処分計画

国東市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で生じた選別・破碎残渣を埋立。

(埋立容量見込) 135m³/年

③ 粗大ごみ

(1) 中間処理計画

- ・ 搬入される廃棄物量

(直接搬入可燃ごみ) 755.56 t

(直接搬入不燃ごみ) 133.26 t

- ・ 処分方法、残渣量

国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）で破碎・選別・圧縮後、可燃物については、国東市クリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却。資源物（ペットボトル、びん、スチールプレス、アルミプレス、粗大鉄、小型家電、乾電池、蛍光管）については、ストック後、処理業者にて再資源化。選別・破碎残渣については国東市最終処分場に埋立。

(焼却主灰量見込) 可燃ごみの見込に含まれる

(焼却飛灰量見込) 可燃ごみの見込に含まれる

(焼却残渣量見込) 可燃ごみの見込に含まれる

(選別・破碎残渣量見込) 不燃ごみの見込に含まれる

(2) 最終処分計画

国東市クリーンセンター（ごみ焼却施設）にて生じた飛灰（キレート処理されたもの）と焼却残渣、国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）で生じた選別・破碎残渣を埋立。

(埋立容量見込) 可燃ごみ、不燃ごみの見込に含まれる

7. 再資源化計画

① 古紙

(1) 再資源化量

(地区資源回収) 508.94 t

(清掃工場選別後資源化見込量) 50.00 t

(2) 再資源化計画

指名競争入札により決定した業者が、市内各区に設置した古紙集積所、各公共施設に排出された古紙、国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）にて選別された古紙を収集し、加工・調整後、各製紙工場等、再生ルートに乗せる。

② ペットボトル

(1) 再資源化量

(清掃工場選別後資源化見込量) 75 t

(2) 再資源化計画

分別収集されたペットボトルを国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）にてストック後、指名競争入札により決定した業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。なお、処理業者については、容器包装リサイクル法の指定法人ではなく、独自ルートで処理を行う。

③ びん類

(1) 再資源化量

(清掃工場選別後資源化見込量) 173 t

(びん全量の内、無色びん) 56 t

(びん全量の内、茶色びん) 72 t

(びん全量の内、その他びん) 45 t

(2) 再資源化計画

分別収集されたびん類を国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）にて、無色・茶色・その他に分類しストック後、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡し。

④ スチール類

(1) 再資源化量

(清掃工場圧縮後資源化見込量) 50 t

(2) 再資源化計画

分別収集されたあきかんを国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）にて磁選したものと国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）の破碎工程で生じたくず鉄を圧縮しストック後、指名競争入札により決定した業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。

- ⑤ アルミ類
- (1) 再資源化量
(清掃工場圧縮後資源化見込量) 39 t
 - (2) 再資源化計画
分別収集されたあきかんを国東市クリーンセンター(リサイクルプラザ)にて選別し、圧縮しストック後、指名競争入札により決定した業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
- ⑥ 粗大鉄
- (1) 再資源化量
(清掃工場選別後資源化見込量) 100 t
 - (2) 再資源化計画
不燃ごみとして収集された金属類と、直接搬入された金属類を国東市クリーンセンター(リサイクルプラザ)にて選別し、ストック後、指名競争入札により決定した業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
- ⑦ 小型家電
- (1) 再資源化量
(清掃工場選別後資源化見込量) 80 t
 - (2) 再資源化計画
市内4か所に設置した小型家電回収ボックスに排出された小型家電と、不燃ごみとして収集された小型家電、直接搬入された小型家電をクリーンセンター(リサイクルプラザ)にて選別し、ストック後、小型家電リサイクル法の認定業者に引き渡し。
- ⑧ 乾電池
- (1) 再資源化量
(清掃工場選別後資源化見込量) 8 t
 - (2) 再資源化計画
不燃ごみとして収集された乾電池を国東市クリーンセンター(リサイクルプラザ)にて選別し、ストック後、指名競争入札により決定した業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
- ⑨ 蛍光管
- (1) 再資源化量
(清掃工場選別後資源化見込量) 2 t
 - (2) 再資源化計画
不燃ごみとして収集された蛍光管を国東市クリーンセンター(リサイクルプラザ)にて選別し、ストック後、指名競争入札により決定した業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。

8. ごみの排出抑制の方法、住民に対する広報・啓発活動

○ ごみの発生抑制・再使用の推進

① ごみ処理有料化及び分別収集に係る事項

- ・ 指定袋の導入
- ・ 分別品目の適宜見直し

② 生ごみ減量対策

- ・ 電気式生ごみ処理機の購入補助
- ・ ダンボールコンポストの普及啓発
- ・ エコクッキングのレシピ本を配布

③ 環境教育、啓発活動

- ・ 収集日、分別方法、ごみ出し方法を掲載したごみ収集計画表を全戸配布
- ・ ごみの野焼き、不法投棄の禁止等の注意喚起を掲載（不定期）
- ・ 古紙回収、ごみの分別等の出前講座を随時実施

④ 容器包装廃棄物の発生抑制

- ・ マイバッグ持参の啓発用チラシを配布
- ・ 新聞エコバッグの作り方の出前講座を随時実施

⑤ その他の取組

- ・ 小型家電
- ・ 地域の資源回収（古紙集積所）を当該行政区が修繕・更新等する場合、その費用を一部補助
- ・ 地区の資源回収で回収された古紙の売払金を交付金として地区に還元
- ・ ごみの減量、再利用の促進として市内保育施設に「おさがりボックス」を設置

○ 事業系ごみの発生・排出抑制対策

- ・ 市内事業者へ分別徹底・リサイクルへの協力の啓発文書送付

○ 行政の取り組み

- ・ 小型家電回収ボックスを庁舎に設置
- ・ ミスコピー用紙の再利用を推奨
- ・ 公共施設より排出されるシュレッダーごみのリサイクル